

平成 23 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ティーガイア  
代表者名 代表取締役社長 木村 政昭  
(コード：3738、東証第 1 部)  
問合せ先 経営企画部長 俣野 通宏  
(TEL. 03-6409-1010)

## 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 28 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法として、以下のとおり、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 買付け等の目的

当社は、かねてより、株主への利益還元を重要な経営課題と認識し、事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上と安定的な配当の継続に努めてまいりました。

かかる状況下、平成 22 年 10 月中旬頃、当社の筆頭株主及びその他の関係会社であり、当社普通株式 116,727 株（当社発行済株式総数の 22.78%（小数点以下第三位を四捨五入））（平成 23 年 2 月 28 日現在）を保有する三井物産株式会社（以下「三井物産」といいます。）より、保有する当社株式の一部を売却したい旨の連絡を受けました。そこで、当社は、当社株式の流動性及び市場価格への影響に鑑み、当該株式を自己株式として買い受けることについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として買い受けることは、資本効率の改善になること、及び、かかる自己株式の取得を行ったとしても、当社の投資計画や配当方針に影響を与えないこと、その他諸般の事情を総合的に勘案した結果、当社が自己株式として買い受けることが上記目的に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際して、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視するべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成 23 年 2 月 28 日開催の取締役会において、本公開買付け（買付予定数 91,000 株）の実施を決議いたしました。本公開買付けに要する資金には、金融機関からの借入れによって調達した資金を充当する予定ですが、かかる借入れの実施を前提としても、上記のとおり当社の投資計画や配当方針に影響を与えることはないと判断しております。

なお、当社は三井物産より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である 90,000 株を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、未定であります。

なお、当社取締役岡崎靖は、三井物産の従業員を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有する可能性があることから、当社と三井物産との事前の協議には、三井物産の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、また、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

## 2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容（平成23年2月28日開示）

### （1）決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	91,000株	12,740,000,000円

（注1）取得する株式の総数の発行済株式の総数（512,419株）に占める割合は、17.76%であります（小数点以下第三位を四捨五入）。

（注2）取得する期間 平成23年3月1日から平成23年5月31日

（注3）総数は、取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数であります。

（注4）取得価額の総額は、取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額であります。

（2）当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等  
該当事項はありません。

## 3. 買付け等の概要

### （1）日程等

① 取締役会決議日	平成23年2月28日（月曜日）
② 公開買付開始公告日	平成23年3月1日（火曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )
③ 公開買付届出書提出日	平成23年3月1日（火曜日）
④ 買付け等の期間	平成23年3月1日（火曜日）から 平成23年4月4日（月曜日）まで（24営業日）

### （2）買付け等の価格

普通株式1株につき、140,000円

### （3）買付け等の価格の算定根拠等

#### ①算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格としては、適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した平成23年2月28日の取締役会決議の前営業日（同年2月25日）の当社普通株式の終値159,600円、並びに同年2月25日までの過去5営業日及び1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（5営業日につき162,540円、1ヶ月間につき154,159円（いずれも小数点以下を四捨五入））を参考にいたしました。一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格により買い付けることにいたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当社は、上記の前提を踏まえて三井物産との間で買付価格に関する協議を行ったうえで、東京証券取引所市場第一部における平成23年2月25日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値154,159円（小数点以下を四捨五入）に対して、9.5%のディスカウント率を適用して千円未満の額を四捨五入した140,000円を買付価格とすることが妥当と判断いたしました。

なお、買付価格である 140,000 円は、本公開買付けの実施を決議した平成 23 年 2 月 28 日の取締役会決議の前営業日（同年 2 月 25 日）の当社普通株式の終値 159,600 円から 12.28%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 2 月 25 日までの過去 5 営業日の当社普通株式の終値の単純平均値 162,540 円（小数点以下を四捨五入）から 13.87%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 2 月 25 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 154,159 円（小数点以下を四捨五入）から 9.18%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。

#### ②算定の経緯

当社は、かねてより、株主への利益還元を重要な経営課題と認識し、事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上と安定的な配当の継続に努めてまいりました。かかる状況下、平成 22 年 10 月中旬頃、当社の筆頭株主である三井物産より、保有する当社株式の一部を売却したい旨の連絡を受けました。そこで、当社は、当社株式の流動性及び市場価格への影響に鑑み、当該株式を自己株式として買い受けることについての具体的な検討を開始しました。その結果、当社が自己株式として買い受けることは、資本効率の改善になること、及び、かかる自己株式の取得を行ったとしても、当社の投資計画や配当方針に影響を与えないこと、その他諸般の事情を総合的に勘案した結果、当社が自己株式として買い受けることが上記目的に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性という観点から、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付価格の決定に際して、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断し、これらの前提を踏まえながら三井物産との間で買付価格に関する協議を実施いたしました。

かかる協議の結果、最終的に、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率も参考として、買付価格は、平成 23 年 2 月 25 日までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値 154,159 円（小数点以下を四捨五入）に対して 9.5%のディスカウント率を適用して千円未満の額を四捨五入した 140,000 円とすることを平成 23 年 2 月 28 日の当社取締役会において決定いたしました。

#### (4) 買付予定の株券等の数

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	91,000 株	—	91,000 株

(注) 応募株券等の総数が買付予定数（91,000 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数（91,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

#### (5) 買付け等に要する資金

12,763,000,000 円

(注) 買付予定数（91,000 株）を全て買い付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成23年4月26日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

※税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

① 個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは次のとおりです。

（イ）1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額を上回る場合

- i. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当所得とみなして課税されます。配当所得部分について、原則として10%（所得税7%、住民税3%）の額の税金が源泉徴収されます。なお、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合の源泉徴収率は20%（所得税のみ）となります。
- ii. 個人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額のうち、上記iの部分以外の金額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

（ロ）1株あたりの買付け等の価格が公開買付者の1株あたりの資本金等の額以下の場合

個人株主が本公開買付けに応じて交付を受ける金銭の額は株式等の譲渡に係る収入とみなされます。譲渡収入の額から金銭の交付の基因となった株式の取得費を控除して譲渡損益を計算します。株式等の譲渡所得は申告分離課税の取扱いとなります。

② 法人株主が本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額（連結法人の場合には連結個別資本金等の額）のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するときは、当該超過部分の金額については、配当とみなされます。配当とみなされた部分について、原則として7%（所得税のみ）の額の税金が源泉徴収されます。

なお、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、平成23年4月4日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日（平成23年4月25日）までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

（7）その他

①本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、

電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みません。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

②当社の筆頭株主である三井物産は、当社普通株式 116,727 株(平成 23 年 2 月 28 日現在)(その保有割合は、当社発行済株式総数の 22.78%(小数点以下第三位を四捨五入))を保有しておりますが、同社からは、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の一部である 90,000 株を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。

(ご参考)平成 23 年 2 月 28 日時点の自己株式の保有

発行済株式総数(自己株式を除く)	512,419 株
自己株式数	0 株

以 上